

証券コード 3133

2025年6月10日

株主各位

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号  
名古屋綜合市場ビル  
株式会社海帆  
代表取締役社長 守田直貴

### 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://kaihan.co.jp/ir.html>

（上記ウェブサイトにアクセス頂き、「IR MENU」より「IRニュース」、「2025年」、「IR資料」を順に選択頂き、ご確認ください。）



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3133/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
（上記の東証ウェブサイトにアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「海帆」又は「コード」に当社証券コード「3133」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時  
(受付開始は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号  
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）  
小ホール2  
(末尾の会場のご案内をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第22期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第22期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（1）                              |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（2）                              |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件                |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                        |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件              |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件                      |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションによる報酬等の件 |
| 第8号議案 | 補欠監査等委員である取締役1名選任の件                      |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させて頂きます。
- 株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、総会会場では、感染予防の対策をさせて頂く場合もありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事 業 報 告

自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善に関する動きがみられるものの、国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や、原材料価格の上昇、為替相場の円安の長期化等、依然として先行き不透明な状況となっております。当社グループが属する国内の外食業界におきましては、国内及びインバウンド需要に回復の兆しがみられておりますが、水道光熱費や原材料価格等の上昇は大きな影響が懸念され、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは事業環境の変化への対応、新たな収益基盤を確立することを目的として再生可能エネルギー事業及びメディカル事業の拡大を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,791,353千円（前期比14.3%増）、営業損失462,211千円（前期は営業損失587,547千円）、経常損失504,468千円（前期は経常損失568,623千円）、親会社株主に帰属する当期純損失737,838千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失712,567千円）となりました。

なお、セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

#### (飲食事業)

当セグメントにおきましては、2021年5月14日開示の「フランチャイズ契約の締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社ファッズの「新時代」業態にFC加盟を行い既存店舗の業態転換を進めてまいりました。

また、2022年7月15日開示の「株式会社S S Sの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、関東圏を中心に居酒屋事業を運営する会社の株式を取得し、事業エリアの拡大に向けて取り組んでおります。

業態転換を行った「新時代」は引き続き好調な業態であり、2025年3月末現在で当社グループの「新時代」店舗数は20店舗となっております。ま

た、その他業態を含めますと、当社は27店舗（内F C 8店舗）、子会社である株式会社S S Sは19店舗（内F C 18店舗）の店舗展開となっております。

セグメント売上高は2,425,771千円（前年同期比0.5%減）、セグメント利益は113,201千円（前年同期はセグメント利益195,683千円）となりました。

#### （再生可能エネルギー事業）

当セグメントにおきましては、2022年10月21日にKAIHAN ENERGY JAPAN合同会社（2023年1月31日付でKR ENERGY JAPAN合同会社へ商号変更しております。）を、2023年3月31日にはKRエナジー1号合同会社を設立し再生可能エネルギー事業を開始いたしました。

当連結会計年度では新たな太陽光発電設備の開発の着手による固定資産の取得及び一部の設備で工事が完了し電力会社との系統連系が行われたことにより、2023年9月より売電が開始されております。

その結果、セグメント売上高は85,142千円（前期比2,070.1%増）、セグメント損失は35,846千円（前期はセグメント損失246,215千円）となりました。

#### （メディカル事業）

当セグメントにおきましては、2024年8月30日に新たに株式会社BOBS及び株式会社ワイデン（2024年9月17日付で株式会社Kaihan Medicalへ商号変更）を簡易株式交換（一部金銭交付）により100%子会社としました。両社は、大阪府に本社を置く医療法人大美会（大阪府大阪市中央区東心斎橋二丁目8番28号 理事長南真実子）（以下、「大美会」という。）のMS法人（正式名称を「メディカル・サービス法人」といい医療機関の経営形態の一つであり、クリニックや歯科医院の経営を支援する法人をいう）であり、当該MS法人は大美会の運営する美容クリニックにおける集客及び経営における全般に関してコンサルタント業務を受託する法人となります。具体的にはクリニックにおける広告に関する業務、SNSに関する業務、予約管理業務、経営管理業務、事業計画立案及び事業拡大におけるコンサルティング業務を受託しております。当該MS法人を取得することにより、当社が現時点で業務支援を行っております医療法人社団修永会（愛知県名古屋市中区栄3丁目15番37号 理事長宮嶋尊則）（以下、「修永会」という。）の

業務支援にも活用してまいります。

なお、2024年12月25日付で、当社の完全子会社で連結子会社である株式会社Kaihan Medicalを存続会社とし、同じく当社の完全子会社で連結子会社である株式会社BOBSを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

当連結会計年度におきましては、2024年8月より業務を開始した結果、セグメント売上高は280,439千円、セグメント利益は107,342千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は337,585千円であり、その主たるものは飲食事業における店舗資産の取得に要した金額が11,113千円、再生可能エネルギー事業で太陽光発電施設の取得のために要した金額が311,181千円、メディカル事業でクリニック設備の取得のために要した金額が7,062千円あります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	—	2,087,481	2,442,771	2,791,353
経常損失(△)(千円)	—	△633,097	△568,623	△504,468
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	—	△1,135,276	△712,567	△737,838
1株当たり当期純損失(△)(円)	—	△36.37	△15.52	△14.26
総資産(千円)	—	2,660,257	3,616,862	4,576,411
純資産(千円)	—	290,652	890,654	1,482,494
1株当たり純資産(円)	—	6.73	17.54	26.89

(注) 当社は、第20期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	776,660	1,731,825	1,921,062	2,050,426
経常損失(△)(千円)	△348,963	△584,769	△507,034	△951,819
当期純損失(△)(千円)	△453,753	△1,051,985	△561,803	△971,053
1株当たり当期純損失(△)(円)	△30.18	△33.70	△12.23	△18.77
総資産(千円)	2,124,365	2,359,169	3,048,871	3,994,955
純資産(千円)	449,783	374,023	1,124,790	1,483,415
1株当たり純資産(円)	13.80	8.93	22.15	26.91

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
株式会社S S S	10,000千円	100.0%	飲食事業
KR ENERGY JAPAN合同会社	1,000千円	99.0%	再生可能エネルギー事業
KRエナジー1号合同会社	1,000千円	100.0%	再生可能エネルギー事業
株式会社大三萬年堂L A B	4,500千円	66.7%	和菓子の製造販売
株式会社Kaihan Medical	20千円	100.0%	医療クリニックの経営支援

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の 帳簿価額
KRエナジー1号合同会社	東京都港区	1,201,508千円
株式会社Kaihan Medical	大阪府大阪市中央区	1,453,228千円

(注) 当事業年度における当社の総資産額は、3,994,955千円であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、既存事業における収益基盤の改善と、新規事業への積極的な投資を図ることで新たな収益基盤を生み出し、財務基盤の強化と安定化に取り組んでまいります。

飲食事業に関しましては、2025年3月31日現在で46店舗を有しております、その大半が居酒屋業態であり、そのうち20店舗は居酒屋業態の「新時代」であります。国内及びインバウンド需要に回復の兆しが見られておりますが、国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や、原材料価格の上昇、為替相場の円安の長期化等、依然として先行き不透明な状況となっております。そのため、飲食事業としての収益力を向上させるためには、より多くのお客様にご利用いただけるようなコンテンツの開発や、出店コストを抑えた新規出店を行う必要があります。また、出店を行うために人材採用

の強化を行うとともにセミナーの活用や講習などによるマネージャー層の育成を強化してまいります。

再生可能エネルギー事業に関しては、持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて世界的なCO<sub>2</sub>削減、ESG投資の流れが起きている中で、今後ますます企業や自治体における再生可能エネルギー、省エネルギーの導入ニーズが高まつくることが想定されます。このような市場環境の中で、当社グループは太陽光発電設備の開発をすすめ、太陽光発電設備の販売及び自社保有設備による発電・売電を中心として再生可能エネルギー事業を積極的に展開してまいります。

メディカル事業に関しては、当社が運営支援する美容クリニックと共に、多様化する顧客ニーズの中でより良いサービスの提案を行うことや、そのサービスを行うための人材確保、人材育成の方法を検討していく必要があるため、定期的な市場調査を行ってまいります。

当社は「幸せな食文化の創造」という社是のもと、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社グループといたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等になお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育を実施し、企業価値の上昇に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電及び施設の販売
メディカル事業	医療機関の開設・運営等に関するコンサルティング業務 広告、宣伝に関する企画、製作およびコンサルティング

(6) 主要な事業所及び店舗 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

主な事業所名	所在地
本社	愛知県名古屋市中村区
東京支店	東京都港区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
新横浜事務所	神奈川県横浜市港北区

② 子会社の主要な事業所

主な事業所名	所在地
株式会社S S S	神奈川県横浜市港北区
KR ENERGY JAPAN合同会社	神奈川県横浜市港北区
K R エナジー 1号合同会社	東京都港区
株式会社大三萬年堂L A B	愛知県名古屋市中村区
株式会社Kaihan Medical	大阪府大阪市中央区

③ 店舗

業態名	店舗数	都道府県別
新時代	20店	神奈川県 3店 愛知県 8店 三重県 4店 岐阜県 4店 福岡県 1店
立喰い焼肉 治郎丸	3店	東京都 2店 神奈川県 1店
なつかし処昭和食堂	1店	鹿児島県 1店
えびすや	2店	宮崎県 1店 熊本県 1店
ベビーフェイスプラネット	1店	岐阜県 1店
炭火焼干物定食 しんばち食堂	1店	東京都 1店
海鮮個室居酒屋 葵屋	1店	埼玉県 1店
その他	17店	宮城県 1店 東京都 4店 神奈川県 12店
合計	46店	

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
飲食事業	67(107)	14名増(5名増)
再生可能エネルギー事業	1(−)	−(−)
メディカル事業	−(−)	−(−)
全社(共通)	20(−)	1名増(−)
合計	88(107)	15名増(5名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、( )外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名(102名)	14名増(9名増)	39.4歳	3年5ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、( )外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。  
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
ウリ信用組合	738,520千円
株式会社あいち銀行	140,857千円
株式会社徳島大正銀行	128,981千円
株式会社商工組合中央金庫	113,260千円
興産信用金庫	51,460千円
株式会社北陸銀行	40,512千円
株式会社日本政策金融公庫	37,100千円
株式会社大垣共立銀行	34,684千円
株式会社名古屋銀行	31,444千円
株式会社きらぼし銀行	15,847千円

(注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行されたことにより、コロナ禍による影響は緩やかな回復基調となりました。一方で、ウクライナ情勢、円安進行の長期化等による原材料価格等への影響は継続するものと思われ、依然として先行きが不透明な状況であります。当社グループが属する外食産業におきましても、ご来店客数は着実に回復傾向にあるものの、食材価格や人手不足による人件費関連コストの上昇等、厳しい状況が続いております。

この結果、当連結会計年度において営業損失462,211千円、経常損失504,468千円及び親会社株主に帰属する当期純損失737,838千円を計上しております。現状では外食需要の回復の度合い及び新たに始めた再生可能エネルギー事業の進捗度合いによって、当社グループの業績の回復に一定期間を要すると考えられることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は、「連結注記表1. 継続企業の前提に関する注記」及び「個別注記表1. 継続企業の前提に関する注記」に記載しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 203,075,600株

(注) 2024年6月25日開催の第21回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2025年6月25日付で、発行可能株式総数を60,555,600株から203,075,600株に変更しております。

② 発行済株式の総数 52,323,283株

③ 株主数 26,617名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉川元宏	10,000千株	19.11%
水島亨	742千株	1.41%
鳥居茂徳	730千株	1.39%
野村證券株式会社	642千株	1.22%
野村雄司	535千株	1.02%
吉田徹也	483千株	0.92%
楽天証券株式会社	467千株	0.89%
河野広勝	299千株	0.57%
水口雅之	275千株	0.52%
山口烈慶	258千株	0.49%

(注) 1.自己株式は所有しておりません。

2.2025年5月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、山田亨氏が2025年5月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。当社の調査において山田亨氏に確認実施致しましたところ、各契約等において保有の確認がされているとの回答がありました。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 山田亨

住所 大阪府大阪市港区

保有株式等の数 8,342,500株

株券等保有割合 15.94%

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況 (2025年3月31日現在)

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発行決議日		2024年5月30日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり98,700円 (1株当たり987円)
権利行使期間		2026年5月16日～2033年6月27日
行使の条件		(注)
役員の状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数1,000個
		目的となる株式数100,000株
		保有者数5名

(注) 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
- 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更される。

②当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発行決議日	2024年5月30日	
新株予約権の数	2,838個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式283,800株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり98,700円 (1株当たり987円)	
権利行使期間	2026年5月16日～2033年6月27日	
行使の条件	(注)	
従業員への交付状況	当社従業員	新株予約権の数2,838個
		目的となる株式数283,800株
		保有者数59名

(注) 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- c. 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
- d. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更される。

③ライツプランの内容

該当事項はありません。

④その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守田直貴	株式会社アライズ 代表取締役 当社子会社 株式会社SSS 取締役 当社子会社 株式会社大三萬年堂LAB 取締役
取締役会長	國松晃	当社子会社 株式会社SSS 代表取締役会長
取締役	吉川元宏	株式会社ペガソス・エレクトラ 代表取締役 株式会社コスマールエス 代表取締役 株式会社ペガサス 代表取締役 当社子会社 株式会社SSS 取締役 当社子会社 株式会社大三萬年堂LAB 代表取締役
取締役	日笠真木哉	ピクセルカンパニーズ株式会社 社外監査役 クオンタムソリューションズ株式会社 社外取締役 ベリーベスト法律事務所在籍
取締役	青木伸文	青木会計事務所 代表 当社子会社 株式会社KaihanMedical 監査役
取締役	水谷準一	KR ENERGY JAPAN合同会社 職務執行者
取締役	田口鍊	—
取締役	上田真由美	—
常勤監査役	神田敏行	当社子会社 株式会社SSS 監査役 当社子会社 株式会社大三萬年堂LAB 監査役
監査役	細野順三	freebalance株式会社 代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社 非常勤監査役 株式会社ジェイグループホールディングス 社外取締役 株式会社テイクユー 非常勤監査役 株式会社アーバホールディングス 社外取締役
監査役	竹尾卓朗	竹尾公認会計士事務所 所長 CTS監査法人 代表社員 株式会社ひかりホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役日笠真木哉、青木伸文氏及び上田真由美氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、以下のとおり、会社経営、監査実務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 　・常勤監査役神田敏行氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。  
 　・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 　・監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しております。  
 4. 当社は、社外取締役の青木伸文氏並びに社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 2024年9月30日をもって日笠真木哉氏は取締役を辞任しました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

このD&O保険契約の被保険者は、当社の全役員及び執行役員及び管理職従業員及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2025年4月17日から2026年4月17日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。  
(i) 会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。  
(ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するための費用も補償対象としています。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日の第11期定時株主総会であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円（当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名）、監査役年間報酬総額の上限を50,000千円（当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名）とするものです。

また当該報酬枠と別枠で、2023年6月28日の第20期定時株主総会において取締役に対するストックオプションによる報酬等として年額100,000千円以内の割り当てを可能としております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 守田直貴であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議

により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬と非金銭報酬等です。

非金銭報酬等の内容は税制適格ストック・オプションであり、その詳細は「2. (2) ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

#### 四. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	97,782 (8,100)	76,200 (8,100)	— (—)	21,582 (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	108,582 (18,900)	87,000 (18,900)	— (—)	21,582 (—)	11 (6)

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役日笠真木哉氏は、ピクセルカンパニーズ株式会社の社外監査役及びクオンタムソリューションズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役青木伸文氏は、青木会計事務所の代表を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また当社の子会社である株式会社KaihanMedicalの監査役を兼職しております。
- ・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、ソルト・コンソーシアム株式会社 非常勤監査役、株式会社ジェイグループホールディングス及び株式会社アーバホールディングスの社外取締役、株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹尾卓朗氏は、竹尾公認会計士事務所所長、CTS監査法人代表社員及び株式会社ひかりホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

四. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 日笠真木哉	2024年9月30日に辞任するまでに開催された取締役会11回のうち8回に出席いたしました。弁護士としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 青木伸文	当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席いたしました。公認会計士としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 上田真由美	2024年6月25日以降開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。ファイナンス業務に通暁した経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 神田敏行	当事業年度に開催された取締役会23回のうち21回、また、監査役会13回全てに出席いたしました。他社において携わった経験と知見により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 細野順三	当事業年度に開催された取締役会23回のうち19回、また、監査役会13回全てに出席いたしました。経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 竹尾卓朗	当事業年度に開催された取締役会23回のうち18回、また、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を11回実施しました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりあります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
  - ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
  - ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 取締役会は、代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、代表取締役社長をリスク・コンプライアンス管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ロ. 万が一、リスク・コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ハ. 当社の取締役及び使用人がリスク・コンプライアンスの徹底を実践できるように「リスク・コンプライアンス規程」を定める。
- ニ. 当社は、リスク・コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
- ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要な重要事項を監査役に報告する。
- ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社におきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎に開催されるリスク・コンプライアンス委員会におきましては、リスク・コンプライアンスやリスク管理に関する課題等について協議を行っております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備も進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	770,847	流 動 負 債	1,935,487
現 金 及 び 預 金	436,604	買 掛 金	118,646
売 掛 金	120,068	短 期 借 入 金	735,000
未 成 工 事 支 出 金	54,872	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	345,825
原 料 物 及 び 貯 藏 品	20,153	リ 一 ス 債 務	90,639
そ の 他	139,927	未 払 法 人 税 等	100,399
貸 倒 引 当 金	△779	未 払 金	279,713
固 定 資 産	3,805,065	未 成 工 事 受 入 金	66,949
有 形 固 定 資 産	1,522,425	事 業 整 理 損 失 引 当 金	7,774
建 物	220,082	株 主 優 待 引 当 金	74,975
機 械 及 び 装 置	848,964	プ ロ ジ ェ ク ツ 損 失 引 当 金	38,648
建 設 仮 勘 定	405,925	そ の 他	76,915
そ の 他	47,452	固 定 負 債	1,158,430
無 形 固 定 資 産	1,640,277	長 期 借 入 金	1,042,272
の れ ん	1,588,754	リ 一 ス 債 務	80,886
そ の 他	51,522	そ の 他	35,271
投 資 そ の 他 の 資 産	642,362	負 債 合 計	3,093,917
敷 金 及 び 保 証 金	240,262	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	335,123	株 主 資 本	1,406,848
長 期 貸 付 金	47,128	資 本 金	2,311,343
そ の 他	19,847	資 本 剰 余 金	1,681,267
繰 延 資 産	497	利 益 剰 余 金	△2,585,763
開 発 費	306	新 株 予 約 権	75,645
創 立 費	191	純 資 産 合 計	1,482,494
資 産 合 計	4,576,411	負 債 純 資 産 合 計	4,576,411

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,791,353
売 上 原 価	797,535
売 上 総 利 益	1,993,818
販売費及び一般管理費	2,456,029
営 業 損 失	462,211
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	5,797
違約金収入	3,960
受取補償金	2,367
その他の	4,209
	16,334
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	52,582
その他の	6,009
	58,592
経 常 損 失	504,468
特 別 利 益	
固定資産売却益	562
負ののれん発生益	38,140
資産除去債務戻入益	11,585
その他の	10,878
	61,167
特 別 損 失	
減損損失	112,324
プロジェクト損失引当金繰入額	38,648
その他の	8,470
	159,443
税金等調整前当期純損失	602,744
法人税、住民税及び事業税	141,369
法人税等調整額	△6,275
当 期 純 損 失	135,094
親会社株主に帰属する当期純損失	737,838
	737,838

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	377,702	流 動 負 債	2,280,527
現 金 及 び 預 金	109,328	買 掛 金	68,574
売 掛 金	57,214	短 期 借 入 金	735,000
原 材 料	7,179	関 係 会 社 短 期 借 入 金	520,469
貯 藏 品	118	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	228,285
前 払 費 用	30,393	リ 一 ス 債 務	90,639
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	87,000	未 払 金	468,368
未 収 入 金	168,642	未 払 法 人 税 等	20,802
立 替 金	227,836	前 受 金	3,517
そ の 他	23,505	預 り 金	17,035
貸 倒 引 当 金	△333,516	事 業 整 理 損 失 引 当 金	7,774
固 定 資 産	3,617,252	株 主 優 待 引 当 金	74,975
有 形 固 定 資 産	55,065	そ の 他	45,084
建 物	44,652	固 定 負 債	231,012
工具、器具及び備品	9,054	長 期 借 入 金	132,773
そ の 他	1,358	リ 一 ス 債 務	80,886
無 形 固 定 資 産	7,522	資 産 除 去 債 務	17,302
商 標 権	188	そ の 他	50
ソ フ ト ウ エ ア	6,224	負 債 合 計	2,511,539
そ の 他	1,109	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,554,664	株 主 資 本	1,407,769
関 係 会 社 株 式	2,175,691	資 本 金	2,311,343
関 係 会 社 出 資 金	1,201,508	資 本 剰 余 金	1,681,267
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	35,666	資 本 準 備 金	1,393,083
敷 金 及 び 保 証 金	114,061	そ の 他 資 本 剰 余 金	288,183
そ の 他	63,402	利 益 剰 余 金	△2,584,841
貸 倒 引 当 金	△35,666	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,584,841
資 産 合 計	3,994,955	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,584,841
		新 株 予 約 権	75,645
		純 資 産 合 計	1,483,415
		負 債 純 資 産 合 計	3,994,955

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,050,426
売 上 原 価	726,657
売 上 総 利 益	1,323,768
販売費及び一般管理費	2,246,589
営 業 損 失	922,821
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,807
受 取 賃 貸 料	600
そ の 他	1,572
	5,980
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	32,727
そ の 他	2,251
	34,978
経 常 損 失	951,819
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	562
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	11,585
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,691
会 員 権 売 却 益	5,187
	23,026
特 別 損 失	
減 損 損 失	14,858
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	8,035
そ の 他	1,424
	24,318
税 引 前 当 期 純 損 失	953,111
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,533
法 人 税 等 調 整 額	△1,591
当 期 純 損 失	17,942
	971,053

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本郷 大輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社海帆の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 本郷 大輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するためには経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告いたします

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針と職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針と職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①株主総会、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通並びに情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びフロンティア監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、フロンティア監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても重大な指摘すべき事項は認められませんが、本年度の監査役会監査計画において最重要課題に挙げました「取締役会の実効性確保」については、今後もその強化が不斷に図られるよう取締役会の対応を注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社海帆 監査役会

常勤監査役 神田敏行 ㊞

監査役 細野順三 ㊞

監査役 竹尾卓朗 ㊞

(注) 常勤監査役 神田敏行、監査役 細野順三 及び 監査役 竹尾卓朗は、  
会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件（1）

#### 1. 提案の理由

今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を 営むことを目的とす る。	第2条 当会社は、次の事業を 営むことを目的とす る。
1～21. (記載省略)	1～21. (現行どおり)
<新設>	22. <u>各種イベントの企画、製作、運 営及び実施</u>
<新設>	23. <u>音楽、芸能、スポーツに関する イベントの企画、製作、運営及 び興行</u>
22. 前記各号に付帯する一切の業務	24. 前記各号に付帯する一切の業務

## 第2号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員としてすることで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの実効性を向上させることを目的として、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 第5条～第8条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条～第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって選定する。
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

現行定款	変更案
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。
第11条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 並びに執行役員	第4章 取締役及び取締役会 並びに執行役員
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。	第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。

現行定款	変更案
(新 設)	<u>2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。
2～3. (条文省略)	2～3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	2. 増員により、又は補欠として選任された <u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u> の任期は、他の <u>在任取締役（監査等委員であるものを除く。）</u> の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>3. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>4. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
(代表取締役社長及び役付取締役) 第22条 <u>代表取締役社長は取締役会の決議によって選定する。</u>	<p>(代表取締役社長及び役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u></p>
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名を選定し、代表取締役副社長 1 名及び取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役社長 1 名を選定し、代表取締役副社長 1 名及び取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めること</u>ができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第23条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(執行役員) 第23条～第24条 (条文省略)	(執行役員) 第24条～第25条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>及び各監査役</u> に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u>
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役会の決議の省略)  第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略)  第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録)  第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録)  第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)  第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等)  第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを</u> 区別して定める。

現行定款	変更案
第31条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
<p>第5章 <u>監査役及び監査委員会</u></p> <p><u>(監査役設置)</u></p>	第5章 <u>監査等委員会</u>
第32条 <u>当会社は監査役及び監査役会を置く。</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u>	
第33条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任)</u>	
第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	(削除)
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<u>(監査役の任期)</u>	
第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(監査役会の決議の方法) 第38条 <u>監査役会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役の過半数</u> をもって行う。	(監査等委員会の決議の方法) 第35条 <u>監査等委員会</u> の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査等委員の過半数</u> が出席し、 <u>その過半数</u> をもって行う。
(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した <u>監査役</u> がこれに記名押印又は電子署名する。	(監査等委員会の決議の方法) 第36条 <u>監査等委員会</u> における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した <u>監査等委員</u> がこれに記名押印又は電子署名する。
(監査役会規程) 第40条 <u>監査役会</u> に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会規程</u> による。	(監査等委員会規程) 第37条 <u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査等委員会規程</u> による。
(監査役の報酬等) 第41条 <u>監査役の報酬等</u> は株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役との責任限定契約)</u>	
第42条 <u>当会社は監査役との間で、 会社法第423条 第1項の賠 償責任について法令に定め る要件に該当する場合には 賠償責任を限定する契約を 締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令の 定める最低責任限度額とす る。</u>	(削除)
第6章 会計監査人 第43条～第45条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第46条 会計監査人の報酬等は、代 表取締役が <u>監査役会</u> の同意 を得て定める。	第41条 会計監査人の報酬等は、代 表取締役が <u>監査等委員会</u> の 同意を得て定める。
第7章 計算 第47条～第50条 (条文省略)	第7章 計算 第42条～第45条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件（2）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
1	よしかわ もとひろ 吉川 元宏 (1977年6月17日)	<p>2003年4月 株式会社クリスタル入社</p> <p>2009年8月 株式会社ペガソス・エレクトラ代表取締役就任（現任）</p> <p>2014年9月 株式会社コスモアールエス 代表取締役就任（現任）</p> <p>2020年4月 株式会社ペガサス 代表取締役就任（現任）</p> <p>2021年4月 五洋インテックス株式会社 代表取締役社長就任</p> <p>2022年3月 当社取締役就任</p> <p>2022年7月 当社代表取締役副社長就任</p> <p>2022年7月 当社子会社 株式会社SSS 取締役就任（現任）</p> <p>2022年8月 当社代表取締役社長就任</p> <p>2024年1月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2024年6月 当社子会社 大三萬年堂LAB 代表取締役就任（現任）</p> <p>2024年9月 株式会社Birdman 取締役就任（現任）</p>	10,000,000株
【取締役候補者とした理由】			
吉川元宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しているとともに、再生エネルギー事業に関しても豊富な経験及び知見を有しております、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたることを期待したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
2	もりた なおき 守田 直貴 (1984年9月20日)	<p>2013年6月 株式会社リアライズ代表取締役 (現任)</p> <p>2020年4月 株式会社e-waves 取締役</p> <p>2022年3月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>2022年7月 当社子会社 株式会社SSS 取締役 就任 (現任)</p> <p>2023年1月 当社子会社 大三萬年堂LAB 取締 役就任 (現任)</p> <p>2024年1月 当社代表取締役就任 (現任)</p>	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>守田直貴氏を取締役候補者とした理由は、同氏はプロモーション事業、広告事業及びイーマーケティング事業について豊富な知見をと経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたっていただくことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
3	うえだ まゆみ 上田 真由美 (1972年12月10日)	1993年4月 株式会社新生HD 入社 2005年11月 F.K.ロジ株式会社 入社 2007年5月 Pan-Asian Investment Fund 2014年4月 株式会社カムズワーク 入社 2021年4月 BDJ GLC PTE. LTD 入社 (現任) 2024年6月 当社社外取締役就任 (現任)	207,200株

【取締役候補者とした理由】

上田真由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は金融事業について、特にファイナンス業務における豊富な知見をと経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上田真由美氏は、現在、当社の社外取締役ですが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、上田真由美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。上田真由美氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当該保険の被保険者となります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件(2)」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。また、本議案は第2号議案「定款一部変更の件(2)」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ 手塚 進 (1958年6月26日)	1983年4月 エーザイ株式会社入社 2019年11月 住友不動産建物サービス株式会社 入社 2022年5月 当社内部監査室室長就任（現任）	一株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】			
手塚進氏を取締役候補者とした理由は、同氏は業務執行の監査に求められる判断力、知見を有することから、監査等委員の取締役として適任であり、これまでの豊富な経験と知見は、当社取締役会の意思決定に資することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			
2	※ 青木伸文 (1974年2月7日)	2000年10月 あずさ監査法人（旧朝日監査法人）大阪事務所入所 2011年4月 朝日税理士法人代表社員就任 2022年9月 青木会計事務所代表就任（現任） 2023年1月 当社社外取締役就任（現任） 2024年9月 株式会社KaihanMedical監査役就任（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
青木伸文氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
3	※ さか い こうへい 阪井光平 (1957年3月2日)	<p>1992年11月 司法試験合格</p> <p>1995年4月 檢事任官</p> <p>東京高検検事、東京地検検事、大阪地検検事、鳥取地検米子支部長、那覇地検次席検事等のほか、法務省法務総合研究所国際協力部長、在フランス日本国大使館一等書記官、最高裁判所司法研修所教官、中央大学法科大学院特任教授等を歴任</p> <p>2019年3月 檢事退官</p> <p>2021年4月 弁護士登録</p> <p>2022年10月 弁護士法人カイロス総合法律事務所入所（現任）</p>	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>阪井光平氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が長年に渡る検察官および弁護士としての知見、経験を有し、法律およびコーポレートガバナンスに関する相当程度の知見を有していることから、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 青木伸文氏及び阪井光平氏は、社外取締役候補者であります。
3. 青木伸文氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 阪井光平氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、青木伸文氏とは現在、当該契約を締結中であり、就任後契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める限度額としております。
5. 青木伸文氏及び阪井光平氏が選任され就任した場合は、事業報告の

2. 会社の現況(3)会社役員の状況③役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載の保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、青木伸文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、阪井光平氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年6月27日開催の第11回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円としてご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件（2）」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告の2.会社の概況（3）会社役員の状況④取締役及び監査役の報酬等に記載のとおりであります。本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。

また、本議案における報酬額は、当社の事業規模、役員報酬体系、役員数、および将来の動向などを総合的に勘案し、取締役会で決定されたものであり、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件（2）」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）となります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（2）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件（2）」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、これまでの監査役の報酬額や昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮した内容となっておりますので、その内容は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件（2）」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件（2）」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションによる報酬等の件

当社は、2023年6月28日開催の定時株主総会において、業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るため、基本報酬枠と別枠にて、取締役に対してストックオプションによる報酬等として年額100百万円以内において新株予約権を割り当てることにつきましてご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件（2）」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在のストックオプション等による報酬額を、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象としたストックオプション等による報酬額（以下「本制度」という。）として改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案における報酬額は、当社の事業規模、役員報酬体系、役員数、および将来の動向などを総合的に勘案し、取締役会で決定されたものであり、相当であると判断しております。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2023年6月28日開催の定時株主総会においてご承認いただきましたストックオプション等による報酬額の内容と踏襲するものであり、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るため、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本制度の報酬額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の件」にてご承認をお願いしている報酬額とは別枠で設定するものであります。

## 第8号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件（2）」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査等委員である取締役候補者伊藤歌奈子氏は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
いとうかなこ 伊藤歌奈子 (1983年2月10日)	2006年10月 弁護士登録 2006年10月 石原総合法律事務所入所 2016年12月 小林クリエイト株式会社、社外監査役 (現任) 2021年7月 むすび法律事務所パートナー(現任) 2024年6月 矢作建設工業株式会社、社外監査役 (現在)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 伊藤歌奈子氏は、補欠の社外監査等委員である取締役候補者です。
3. 伊藤歌奈子氏を補欠の社外監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 伊藤歌奈子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 伊藤歌奈子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、事業報告の2.会社の現況(3)会社役員の状況③役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載の保険契約の被保険者となります。
6. 伊藤歌奈子氏の戸籍上の氏名は、林歌奈子であります。以上

× 七

× 七

× 七

× 七

## 株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号

◆会場 ウインクあいち (愛知県産業労働センター)  
小ホール2

◆JR名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分  
◆ユニモール地下街5番出口 徒歩2分

